

議案第30号

幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

幕別町特定公共賃貸住宅管理条例（平成6年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「原則として町内に居住し、かつ入居決定者と同程度以上の所得を有する者で町長が適当と認める連帯保証人の連署する」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 成人を緊急連絡人とした緊急連絡人届出書を提出すること。

第10条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第3号の規定による緊急連絡人届出書の提出を必要としないことができる。

第24条を次のように改める。

（届出義務）

第24条 入居者は、特公賃住宅を引き続き15日以上使用しないときは町長に届出をしなければならない。

2 入居決定者又は入居者は、緊急連絡人届出書を提出した後において緊急連絡人に欠員その他の異動を生じたときは、速やかに新しい緊急連絡人を選任し町長に届出をしなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。